明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

限定承認公告

本籍京都市右京区嵯峨朝日町三五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　山田喜代子

右被相続人は平成二十一年十月二十九日死亡し、その相続人は平成二十二年五月十一日京都家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月二十四日

横浜市瀬谷区中央三番地六　ライフプラザ横浜・瀬谷四〇八号

相続財産管理人　玉田　輝雄

限定承認公告

本籍岐阜市中西郷一丁目二四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　野々村幸雄

右被相続人は平成二十一年九月八日死亡し、その相続人は平成二十二年三月三日岐阜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月二十四日

岐阜市中西郷一丁目二四番地

相続財産管理人

ポンセ野々村，ヴァネッサ

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は平成二十二年六月八日に予定している取締役決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第百十条第二項の規定により公告いたします。

一、優先資本金の額の減少をする目的

次項に定める減資消却可能額の範囲内の金銭を資産流動化計画に係る業務の終了前に優先出資社員に対して払い戻すため。

二、優先資本金の額の減少をする要件、時期、減少する優先資本金の金額又はその計算方法

特定資産（特定資産たる信託受益権の基礎をなす不動産を含む）の全部若しくは一部の売却又は減価償却を行い取締役が簡易減資消却が必要であると判断した場合、その後取締役が決定により定めた時期に、初年度からの特定資産を売却したことによる売却代金（売却に伴う経費、売却益及び売却代金による債務の弁済がある場合にはこれらを控除したもの。）、消費税の還付及び減価償却の累計額（但し、正数の場合に限る。以下「減資消却可能額」という。）の範囲内で取締役が定める金額について、各優先出資社員の保有する優先出資口数（全額の払込がなされていることを条件とする。）に応じて簡易減資消却を行うこと。

三、消却する優先出資の口数

取締役が決定する。

四、消却の方法、消却に要する金額又はその計算方法

消却金額は、一口あたり金五万円とし、各優先出資社員の消却の対象となる優先出資の口数は、以下のとおり計算されるものとする。

減資消却可能額の範囲内で取締役が定める額（円）／50,000円 × 各優先出資社員の保有口数 ／ 優先出資の発行済み総口数（既に減資消却された分を除く。）

＝各優先出資社員の消却口数（小数点以下切り捨て）

五、優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類

第一回優先出資及び第二回優先出資

平成二十二年五月二十四日

東京都中央区八重洲二丁目一番六号

ヤエス・ファイブ特定目的会社

取締役　池田　勉

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を五千万円減少し二十四億六千二百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

尚、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、平成二十二年四月八日付官報の号外第七十六号九十三頁に掲載されています。

平成二十二年五月二十四日

東京都千代田区永田町二丁目一三番一〇号

浜松プロパティー特定目的会社

取締役　長縄　順一

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を五千万円減少し二十二億九千二百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

尚、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、平成二十二年四月八日付官報の号外第七十六号九十三頁に掲載されています。

平成二十二年五月二十四日

東京都千代田区永田町二丁目一三番一〇号

チャンドラーイレブン特定目的会社

取締役　大塚　幹生

取消公告

平成二十二年五月二十日掲載の準備金の額の減少公告は取消します。

平成二十二年五月二十四日

福島県いわき市常磐湯本町辰ノ口一番地

常磐開発株式会社

代表取締役社長　佐川　藤介

取消公告

平成二十二年五月十七日（号外第一〇二号）掲載の解散公告を取消します。

平成二十二年五月二十四日

岐阜県飛騨市神岡町吉田二七八三番地

株式会社神岡イージーエス

代表清算人　日永田保成

正誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十二年三月三十一日（号外第六十七号）目次欄中（印刷誤り）				
二四	一三	全品	金品	
同日（同号外）公布法律第六号（所得税法等の一部を改正する法律）（印刷誤り）				
九八	上	一六において同じ）	において同じ」	
〃	〃	一七という）	という」	
同日（同号外）公布政令第五十八号（租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令）（印刷誤り）				
二五三	上	一六	保管口座へ移管	保管口座への移管
二七〇	〃	一〇～九	終りから において同じ。）又は	終りから において同じ。）において同じ。）又は
同日（同号外）公布財務省令第十二号（所得税法施行規則の一部を改正する省令）（原稿誤り）				
三五一	上	一一	終りから 平成二十三年一月一日以後に	終りから 平成二十三年以後の各年において支払の確定した
〃	下	一		
〃	上	一一～一〇	終りから の規定	終りから に規定する給与等について同項の規定
〃	〃	九	同日前に	平成二十二年以前の各年において支払の確定した
〃	〃	三		
〃	〃	五	平成二十四年一月一日以後に	平成二十四年以後の各年において支払の確定した
〃	〃	四	交付した	交付する
〃	〃	二		
〃	〃	八	終りから 同日前に	終りから 平成二十三年以前の各年において支払の確定した
〃	下	三		
〃	〃	一～二	終りから の規定	終りから に規定する公的年金等について同項の規定
〃	〃	三		
三四九	下	一二	終りから という。）」	終りから という。）」
同日（同号外）公布財務省令第十三号（法人税法施行規則の一部を改正する省令）（原稿誤り）				
三五四	上	一一	終りから 若しくは	又は
三五五	下	五～六		
〃	〃	八～九		
同日（同号外）公布財務省令第二十二号（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則）（原稿誤り）				
三九四	下	一四～一九		
三九五	上	一三～二〇	行頭をそれぞれ一字上げる。	

◉号外　五月二十四日付第一〇八号

九六ページ●同日付政府調達第九四号二四ページ

発行所　〒一〇五－八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部（配送料別）一三六円（本体一三〇円）